

日本産酒類の輸出環境整備に関する 最近の取組

平成 25 年 3 月 12 日

国 税 庁

1. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

○ 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除へ向けた働きかけ

- ・ 国税庁及び（独）酒類総合研究所が実施した酒類等の放射性物質に係る分析結果並びに（独）酒類総合研究所の研究結果を科学的な説得材料として活用し、外務省等と連携して働きかけ

⇒ EU：規制解除（24年10月）

ブラジル：福島県産を除く規制解除（24年12月）

マレーシア：規制解除（25年3月）

- ・ 今後も引き続き、輸入規制等の状況に応じ、関係府省との連携により、規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施

○ 米国、EUにおける蒸留酒の容量規制の見直しに向けた働きかけ

2. 業界との関係

○ 酒類業関係団体との意見交換

○ 日本酒造組合中央会における検討について助言

- ・ 日本酒造組合中央会は推進会議を立ち上げ、輸出促進方策を検討中

○ 酒類製造者等に対し輸出に関するアンケートを実施

3. 国際イベントへの対応

- 各種国際会議等での日本産酒類の提供支援等
 - ・ IMF・世銀総会総理レセプション（東京；24年10月）
 - ・ WCO政策委員会レセプション（京都；24年12月）
 - ・ ダボス会議ジャパンナイト（ダボス；25年1月）に国税庁職員を派遣
- 日本産酒類関連イベント等に関する在外公館への連絡
 - ・ 在外公館等で行われる日本産酒類関連イベント等に国税庁職員を派遣する用意がある旨を全在外公館に連絡済



4. 関係府省等との連携強化

- 外務省、農林水産省、観光庁、JETRO等との意見交換
- 各地域において、国税局と地方自治体・各省出先機関等との情報共有・協力
- 外務省からの依頼を受け、在外公館へ赴任する大使等を対象とした日本酒に関する研修へ、国税庁より講師を派遣
- 各地域において、関係機関等と連携し輸出セミナーを実施中



東日本大震災以降に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置（平成25年3月1日現在・国税庁調べ）

	規制措置の状況	備考
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 13都県産については、<u>放射性物質の検査証明書</u>を要求 ◎ 13都県産以外については、<u>産地証明書</u>を要求 ◎ 平成23年3月11日より前に製造したものについては、<u>製造日の証明書</u>を要求 	指定都県：宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京、神奈川、静岡
中国	<ul style="list-style-type: none"> × 10都県産については、輸入停止 ◎ 10都県産以外については、<u>産地証明書</u>を要求 	指定都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京
台湾	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
香港	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
シンガポール	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
マレーシア	<p>規制解除 全ての酒類に対して産地証明書を要求されるとともに、福島県産の酒類についてはマレーシア側で全ロット検査を実施していたが、平成25年3月1日以降、同規制が解除された。</p>	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 8県産については、<u>放射性物質の検査証明書</u>を要求 ◎ 8県産以外については、<u>産地証明書</u>を要求 ◎ 平成23年3月11日より前に製造したものについては、<u>製造日の証明書</u>を要求 	指定都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、静岡
米国	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
E U	<p>規制解除 12都県産については放射性物質の検査証明書、その他の道府県産については産地証明書を要求されていたが、平成24年4月2日以降、清酒、ウイスキー、しょうちゅうの規制が解除され、平成24年10月30日以降、全酒類の規制が解除された。</p>	
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> × 6都県産については、輸入停止 ○ 6都県産以外については、証明書等の要求はない（ただし、通関時に検査を実施） 	指定都県：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 福島県産については、<u>放射性物質の検査証明書</u>を要求 <p>福島県を含む12都県産については放射性物質の検査証明書、その他の道府県産については産地証明書を要求されていたが、平成24年12月7日以降、福島県産を除き解除された。</p>	ポルトガル語訳の証明書が必要

◎：国税庁において輸出証明書の発行体制が整備済み ○：輸出証明書の要求はなし（ただし、通関時にサンプル検査等を実施） ×：輸入停止

(参考2)

酒類の輸出金額の推移

(単位：百万円)

平成(年)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14年比
清酒	3,521	3,921	4,534	5,339	6,105	7,048	7,676	7,184	8,500	8,776	8,946	254.1%
ビール	5,463	2,997	2,145	1,940	2,897	2,813	2,998	2,699	3,182	3,799	4,475	81.9%
ウイスキー	1,667	1,400	951	912	1,070	1,192	1,428	1,552	1,718	1,984	2,477	148.6%
リキュール	1,004	843	1,084	1,312	1,347	1,586	1,650	1,485	1,692	1,839	2,053	204.5%
しょうちゅう・その他蒸留酒	1,100	1,168	1,298	1,574	1,783	1,903	2,106	1,815	1,952	1,714	2,049	186.3%
うち しょうちゅう	—	—	—	—	—	—	1,564	1,355	1,532	1,355	1,731	—
その他(ボトルワイン等)	532	632	463	677	812	1,178	913	664	813	921	660	124.1%
合計	13,287	10,961	10,475	11,754	14,014	15,720	16,771	15,399	17,857	19,033	20,660	155.5%

(注) 平成20年にしょうちゅうとその他蒸留酒とに分割された(出所:財務省貿易統計)

酒類の主な輸出先（平成24年）

清酒

	国・地域名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合 (%)
1	アメリカ合衆国	3,245	36.3
2	香港	1,495	16.7
3	大韓民国	1,204	13.5
4	台湾	513	5.7
5	中華人民共和国	412	4.6
6	シンガポール	375	4.2
7	カナダ	245	2.7
8	オーストラリア	214	2.4
9	英国	182	2.0
10	タイ	168	1.9
	その他	893	10.0
	合計	8,946	100.0

ビール

	国・地域名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合 (%)
1	大韓民国	2,206	49.3
2	台湾	629	14.1
3	アメリカ合衆国	413	9.2
4	ロシア	303	6.8
5	シンガポール	285	6.4
6	香港	235	5.3
7	オーストラリア	164	3.7
8	ニュージーランド	112	2.5
9	カナダ	45	1.0
10	イタリア	13	0.3
	その他	69	1.5
	合計	4,475	100.0

ウイスキー

	国・地域名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合 (%)
1	フランス	710	28.7
2	台湾	441	17.8
3	英国	341	13.8
4	ラトビア	207	8.4
5	中華人民共和国	172	7.0
6	ロシア	162	6.6
7	アメリカ合衆国	151	6.1
8	シンガポール	133	5.4
9	香港	75	3.0
10	大韓民国	21	0.8
	その他	63	2.5
	合計	2,477	100.0

リキュール

	国・地域名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合 (%)
1	台湾	595	29.0
2	香港	358	17.4
3	アメリカ合衆国	317	15.4
4	シンガポール	212	10.3
5	マレーシア	148	7.2
6	オーストラリア	128	6.2
7	中華人民共和国	118	5.8
8	タイ	27	1.3
9	大韓民国	26	1.3
10	英国	18	0.9
	その他	107	5.2
	合計	2,053	100.0

しょうちゅう

	国・地域名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合 (%)
1	中華人民共和国	556	32.1
2	アメリカ合衆国	281	16.3
3	香港	267	15.4
4	タイ	118	6.8
5	シンガポール	94	5.5
6	マレーシア	90	5.2
7	大韓民国	82	4.7
8	ベトナム	66	3.8
9	台湾	64	3.7
10	フィリピン	24	1.4
	その他	89	5.1
	合計	1,731	100.0

ボトルワイン

	国・地域名	金額 (百万円)	輸出全体に 占める割合 (%)
1	香港	62	45.2
2	台湾	47	34.5
3	シンガポール	10	7.5
4	フランス	4	3.0
5	中華人民共和国	4	2.9
6	英国	4	2.7
7	ロシア	2	1.6
8	オーストラリア	2	1.5
9	マレーシア	1	1.0
10	フィリピン	0	0.2
	その他	0	0.0
	合計	136	100.0

(出所：財務省貿易統計)